

食品に関するリスクコミュニケーション
～輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策
に関する意見交換会～
議事録

平成 25 年 1 月 31 日
仙台会場（仙台市戦災復興記念館）

厚生労働省
消費者庁

○司会（消費者庁：影山） お待たせしました。ただいまから「～食品に関するリスクコミュニケーション～輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会」を始めます。

本日、司会を務めます消費者庁消費者安全課の影山と申します。本日はどうぞ1日よろしくをお願いします。

それでは初めに、この意見交換会の開催の趣旨についてご説明します。

輸入食品の安全対策確保については、毎年度、厚生労働省において食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画を定めて、重点的、効果的かつ効率的な監視指導に取り組んでおります。

本日の意見交換会は、この平成 25 年度輸入食品監視指導計画案や、輸入食品の安全性確保のための理解を深めていただくことを目的としております。

また、牛海綿状脳症、いわゆる B S E 対策について、ちょうどこの 2 月から輸入の対象となる国や、輸入できる牛肉の月齢、部位などの見直しが行われることから、こうした見直しの背景や概要を含め、輸入牛肉の安全確保のための取り組みについて取り上げることにしております。

私ども消費者庁では、消費者の目線に立ち消費者行政を推進している役所であり、特に本日の大きなテーマである食の安全に関しては、リスク評価を行う食品安全委員会とリスク管理を行う厚生労働省をつなぐ、リスクコミュニケーションの事務に関し、各省庁の調整を担うこととしており、本日は、司会としてその任に当たらせていただいております。行政、事業者、消費者による講演や会場の皆様との意見交換を通じて、理解を共有し、疑問を解消していただければと思います。

初めに、お配りしてある資料についてご案内申し上げます。

お手元の議事次第をご覧ください。

裏面に資料一覧が記載してあります。この一覧の中で不足のあるものがありましたら、お近くの係の者にお伝えください。

それでは、本日の進行についてご案内申し上げます。

表にお戻りください。

まず初めに、情報提供としまして、「輸入食品の安全性確保について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部輸入食品安全対策室近藤より、「輸入食品の安全対策確保について」、ご説明を申し上げます。

続いて、厚生労働省監視安全課温井より、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて」、ご説明申し上げます。

その後、事業者の取り組みのご紹介で、日本ハム株式会社の山田様より、「企業における品質保証の取組」、また、消費者での立場から、NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネットの高橋様より、「消費者からみた輸入食品の課題」についてご講演いたします。

休憩を挟みまして、パネルディスカッションを行います。

最後に、会場の皆様との意見交換、質疑応答にお答えしていきたいと考えております。

なお、事前にいただきました質問については、質問事項の多かったことを中心に、できる限り説明の中で触れられるように考えておりますが、時間の都合上、全ての質問にお答えできない場合がございます。その場合には、最後に意見交換、質疑応答の時間でご発言いただければと思います。

閉会は、概ね 16 時 30 分を予定しております。

議事の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

○司会（消費者庁：影山） それでは、最初の議題に移らせていただきます。

「輸入食品の安全性確保について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室 室長補佐 近藤卓也よりご説明します。

皆様、資料 1 - 1 をご準備ください。

○近藤（厚生労働省） 皆様、本日は寒い中、私どものリスクコミュニケーションに参加いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまご紹介にあずかりました、厚生労働省食品安全部の近藤と申します。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

冒頭、お話もございましたが、輸入食品の監視につきましては、毎年度、その監視指導の計画を定めまして、この案についてリスクコミュニケーションを行うとともに、皆様方からのご意見を頂戴しつつ、そのもとに最終的な計画を定めるものとなっています。

本日は、この輸入食品の監視指導計画の第1回目のリスクコミュニケーションとしてこの仙台に来訪できたことは、私にとって大変幸せなことと感じております。

それでは、中身に進めさせていただきます。

まず、輸入食品の現状です。

こちら、お手元の資料にもございますが、我が国と主要先進国の食料自給率を表しています。

ご覧いただきますとわかりますとおり、各国自給率が高い国もあれば低い国もありますが、低い国であっても自給率は徐々に上がってきているということがわかると思います。

ただ、日本を見ていただきますと、自給率が半分を切っている状況となっておりまして、輸入食品なくてはなかなか私どもの食生活を支えるということが難しいということがご理解いただけると思います。

この輸入ですけれども、こちらが件数と重量を表わしているグラフになっております。件数につきましては、このスライドでいきますと赤い線ですね。こちらが平成23年度では210万件となっております。これに対して、破線で表しておりますけれども、輸入重量が3,341万トンとなっております。輸入届出件数の増加率に比べると、輸入量については余り増えていないということがわかると思います。

輸入量が増えない理由としましては、我が国も高齢化社会になりつつあるということもありまして、なかなか食料の消費層が増えない状況の中で、量的要因が増える要素がないということがございます。

ところが、件数につきましては、従前は未加工品、要するに1次品を輸入していた。はっきり言えば、穀類とか野菜とか果物とか、そういうものを輸入していたのですけれども、今は生産拠点が海外にあるということもあり、海外で加工したものを輸入する。要するに加工品貿易というものにシフトしています。このシフトすることによりまして、少量のものを何回も反復して輸入するということが起こる結果となり件数のほうはどんどん増えていくという形になっています。

では、どんなものが輸入されているのかというのがこちらの円グラフでございます。

ご覧いただきますとわかりますとおりに、下が薄い青色の部分ですけれども、農産食品、農産加工食品と言われるものが多くなっています。これは重量ベースでつくっているグラフですので、重量的に一番多いということになるわけですけれども、その理由としては、我が国は耕地面積が非常に少ないということがございまして、大豆ですとかトウモロコシとか小麦とか、このような非常に量の重いもの、これを大量に輸入しているという状況がこの表からおわかりいただけると思います。

次に、輸出国対策ですけれども、輸出国対策は、概要を取りまとめますとこのような形になります。これは全体像になりますけれども、その中の今、赤いマークで示している輸出国という部分はその対策となっております。

輸出国対策のメインは、輸入食品自体がやはり海外でつくられるということを踏まえ、海外における衛生管理を強化しないと衛生管理が難しいということがあります。ですので、まず輸出国において生産や加工等の管理をちゃんとやってもらうと。その管理ができていることを証明するために証明書を発給してもらったり、または、必要に応じて輸出前の検査で安全性を確認してもらうということなどを行っております。

その横に二国間協議等ございますけれども、これは、問題事例があったということになりますと、その問題事案を解決するために、例えば、発展途上国に行って技術の支援をしたり、または衛生管理のノウハウを伝えたりということをしながらか、国としても相手国政府とタイアップしながら衛生管理の向上に努めているというものでございます。

以後の輸入時や国内については、この後また説明をいたします。

これが今お話ししました輸出国における衛生対策の推進の中身でございます。大きく3つのバレットがございますけれども、1つが我が国の食品衛生規制を周知すること。2つ目が二国間で協議等を行うこと。3つ目が技術協力ということになっております。

輸出国での衛生管理が大事だというのは先ほどお話しいたしましたが、やはり、管理をするためには基準が分からなければ管理ができないということになりますので、我が国の規制がどのようになっているのかということも適切に、かつ確実に相手国政府に伝える必要があります。そのためにさまざまな対策をとっているというものがその中身となっております。

また、2つ目の二国間協議等につきましては、やはり、海外から輸入されるものの中には、違反になりやすい食品というものがございます。そういうものについて、相手国政府とどのようにその衛生問題を解決していくのかということも協議したり、また、必要に応じて本当に管理ができているのかということの確認を行うということが書かれております。

3つ目は技術協力。これは、食品の分野に限らず、ですけれども、管理がきちんとできているかどうかということは、何かを評価をしなければいけないということになります。その評価が、食品の場合は概ね検査ということにつながってまいります。これは、化学的な検査であったり、微生物的な検査であったりというさまざまな検査がございますけれども、そのような検査を通じまして、自らが行っている衛生管理の仕組みが適切に機能をしているのかということも評価する必要があります。

ところが、発展途上国にありがちな話ではあるんですが、検査がなかなかうまくできないという国もございます。そのような国には、やはり、自分たちで評価ができるようにということで、国際協力機構、いわゆる J I C A といわれていますが、このような機関を通じて、相手国に検査等の技術の供与も行っているということが書かれています。

次のスライドは、私ども輸出国調査等というものを行っておりまして、これは輸出が多い国等を対象にですね。どのように衛生管理を行っているのかということをお知らせします。

認をして、その確認の中でご指摘するような点があれば、相手国政府と調整を図るということを行っております。

これは一つの例ですけれども、ベトナムについては、対日輸出食品の制度調査等を行っております、どのような法律でどのように誰が管理をしているのかということ等の確認も行っております。

また、フィリピンでは、同様に、どのような法律があつて誰が管理をしているのかということ等について調べまして、仮に問題が起こったときには的確に担当する省庁と調整を図るということのためにこの情報等を活用しております。

また、調査や協議につきましては、こちらの表にございますけれども、カナダやアメリカの牛肉、中国の野菜や、または落花生といったもの、台湾の鰻等、やはり、問題等があり衛生管理の必要な部分については、相手国との調査、協議というものも行っております。これはその一部の実績ということになっております。

また、輸入食品ですので、いつ、どこで、どういう問題が起こっているのかということを確認、または把握するということが重要になってまいります。厚生労働省では、海外の情報を確認しておりますけれども、内閣府の食品安全委員会とか、国立医薬品食品衛生研究所でも情報の収集を行っております、それらの情報を毎日確認をして、必要な対応をとるということを行っております。

これはそのような情報に基づいてどのような対応をとったかということが書かれております。一例では、韓国の二枚貝につきまして、ノロウィルスの汚染のおそれがあるということでございますので、該当する食品の届出があつた場合には、これを日本に入れないで積み戻しをなさう等々の指導を行っております。

次に、輸入時対策でございます。

先ほどは輸出国の部分でしたけれども、今度はそのちょうど真ん中の輸入時というところになります。

輸入時には、私どもの組織としまして、輸入する港を管轄する検疫所という組織がござ

います。これは全国に 32 カ所ありまして、この検疫所に対して輸入されてくる食品等の届出という行為が行われています。

この届出について、検疫所の食品衛生監視員が内容の審査を行い、検査の要るものと要らないものの仕分けを行っています。検査が不要なものはそのまま国内に入っていくわけですが、検査が必要なものにつきましては、こちらのちょうど真ん中に書いてございますけれども、検査命令やモニタリング、またはその指導といった検査の分類がありますけれども、これらの検査を行って合格したもののみが国内で輸入や販売できるという形になっております。

もちろん不合格になりますとこれは輸入等はできませんので、廃棄や積み戻しという作業が行われることとなります。

先ほど 32 カ所と言いましたけれども、この 32 カ所の検疫所はこのような場所に配置されております。一目でおわかりいただけると思いますが、やはり、太平洋ベルト地帯と言われている部分に検疫所が多く配置されておまして、これは当然ながら物流が多いところということになっております。

また、検疫所は検査を行っておりますけれども、その検査も効率的に処理をするために 2 カ所のセンターという組織を持っております。1 つが横浜、1 つが神戸に配置されておまして、この 2 カ所にはいわゆる液体クロマトグラフですとかガスクロマトグラフと呼ばれるような高額で高度な検査機械が集められており、ここで一気に農薬等の分析を行うという形で処理をしております。

そのほか簡便な検査、簡単な検査につきましては、検査課という組織がございまして、この検査課のほうで各内容を分担して検査を行っている。このような形で、輸入食品の検査は行われております。

先ほど、検疫所では食品衛生監視員が書類の審査等を行っているというお話をしましたが、食品衛生監視員も、平成元年度は 89 名という状況でございましたが、平成 24 年度につきましては 399 名という数字になっております。

新聞等でもご覧になっていると思うんですけども、今、国家公務員は定員削減が進められておりまして、これでは、かなり増えているように見えるんですけども、実際には定員削減に対して人員を付けていただいております、結果としてやっとここまで増えているという状況でございます。399名まで何とか増やしてきてはおりますけれども、なかなか急激に人を増やすというようなことは難しい状況にあるということでございます。

こちらは、先ほど検査の仕組みの中で検査命令とかモニタリングとか、そういう検査の分類があるというお話をしましたが、その検査の構造です。そのクラスターを表わしております。

下から、モニタリング検査がありまして、これは違反の可能性が低いものに対して衛生状況の確認を目的に検疫所が国費で行っている検査でございます。この検査で問題があるということになりますと、モニタリング検査が強化をされまして、その強化の中でさらにやはり問題があるねということになると、検査命令という段階に上がっていきます。

この検査命令になりますと、輸入者の方がみずからお金を払って、貨物は検査の結果が出るまで輸入できないという形になり、確実な検査の実施を確保するという仕組みになっております。

この検査命令までが検査と言われる分類なんですけれども、その上にある「包括輸入禁止」という言葉があります。これは、検査というものは、その検査をする対象がある程度均一であることを前提条件にしています。それはなぜかといいますと、全部検査をしてしまうと輸入するものがなくなってしまいます。ですから、サンプルをとって検査をしているんですが、サンプルをとるということの前提条件は、貨物がある程度均一であることが条件になります。

この条件が確保されない貨物がもう日本にどんどん来てしまうということになると、もはや検査をもって確認することはできないということになります。そのようになると、検査というツールはもう使えませんで、特定の国、特定の食品、こういうものにつきましては、我が国への輸入を禁止するという仕組みを適用するものです。

今のところ、この制度が発動されたことはありませんけれども、これからも適切な管理をいただいて、これが発動されることのないことを願っております。

こちらは先ほどお話しした、検査命令の対象食品でございます。

検査命令は、国と食品でどのような検査をしなければいけないかということが書かれておりまして、この表自体は、世界中からのアクセスが多い資料でございます。なぜかと言いますと、輸入食品の監視を始めてはや60年近く過ぎましたけれども、この60年間に積み上げた各国にどのような違反の可能性があるかということの集大成が、実はこの表になっています。

ですから、事業者の方が新規にある国から食品を持ってこようと考えたときにはこのような表を見て、どこの国のどういう食品にはどういう問題があるということの確認ができるという意味では、非常に有効なツールではないかと思っております。

また、もう1つは、検査命令につきましては、事業者の方、要するに輸入者の方がお持ちになったものを自己負担で検査をするという仕組みになっております。ですから、何を持ってきたらその負担が発生するのかということをあらかじめ告知をするという目的も持って公表しているものでございます。

この検査命令には、発動するための要件というのが2つございます。1つは、一度の喫食等で健康被害が発生する可能性が高い、このような食品の問題があれば、これは直ちに検査命令にいたします。

それ以外の残留農薬であったり動物用医薬品であったりというものにつきましては、これは人為的に使われる物質ということになっておりますので、その問題が偶発的な問題なのか、それとも潜在的に存在する問題なのかということを確認する必要があります。ですので、検査強化等を図りまして、やはり、違反が見つかる場合に検査命令を発動するということになっております。

3つ目は、検査命令の解除ということで、再発防止対策がとられればこれを踏まえて解除の検討を行うというものでございます。

1年間監視を行いますと結果が出てくるわけでございますけれども、その結果というものを取りまとめますと、違反はこのような形になっております。

一番多いのは、ちょっと見にくいのですが、一番左に6、9、10、11という数字が書いてございますけれども、これは食品衛生法のどの条文に引っかかっているかということを表わしております、11番は11条ということになります、これが一番多いということがわかんと思います。

11条というのは、その横に書いてあるとおりに、基準や規格というもので、あらかじめ法律で決まっているものでございます。ですから、あらかじめ事業者の方も確認ができる内容となっております、その内容についての違反が多いということは、やはり、輸入する前の段階でどのように管理をされ、またその衛生的な状態が保たれているのかということを確認する必要性がまだあるということを表しています。ですので、我々も二国間協議等を行うときにはこのような規格や基準があるんだという点を周知をして、そこを守ってもらうということがこのような違反を減らしていくために、1つ効果があるのではないかと考えております。

こちらは、平成23年度の監視の結果、これは全体でございます。先ほどは違反でしたけれども、これは全体像ということになっておりまして、先ほどのとおり違反は1,257件、届出件数は約200万件ということになっております。また、モニタリング検査の強化をしたものが33カ国、1地域の79品目で、この中から検査命令になったものが9カ国の1地域、16品目あったということでございます。

さらに、付け加えますが、国内で例えば食中毒事件を起こした場合には、営業の停止処分、例えば、3日間の営業停止とかというものを新聞でもご覧になることがあると思えますけれども、同様な制度が輸入食品にもございます。これは、輸入食品の場合には輸入者が事業者ということになりますので、この輸入者の事業を停止するということも可能となっております。

次に4番目でございます。

こちらが、今、私どもがパブリックコメントを求めています平成 25 年度の監視指導計画、その変更点でございます。

まず、輸入時に行う検疫所のモニタリングの検査の件数ですけれども、これは対前年比で 3,800 件増やしまして、約 9 万 4,000 件、これを目標としております。

さらに 2 番目でございますけれども、病原微生物に係るモニタリング検査の強化、これは先ほどお話しいたしました、海外の情報を集めております。その情報の中に、最近、食品の微生物汚染が散見されているということがあります。例えば、サルモネラの汚染であったり、腸管出血性大腸菌の汚染であったり、そういうものの汚染の情報、またそれに係る回収を行っているという情報が寄せられる機会が多くなっているように見受けられます。ですので、輸入時におきましてもこのような病原微生物に係る検査を強化しまして、汚染された食品の輸入がないかということの確認をさらに強化をしようと考えております。

また、残留農薬に係る検査の見直しでございますが、これは私ども一斉スクリーニング試験というのを行っております、一度に例えば、200 項目とか 300 項目とかの農薬の検査を行っています。

これを毎年毎年、その結果を積み上げていきますと、ある食品、ある項目、そういう組み合わせによっては全く問題が見受けられない項目というのもございます。ですので、より検出される確率があるもの、また現在問題となっているもの、こういうものについて検査を検証しまして、問題がないと考えられる部分については検査を低減して、その効率化を図りたいと考えております。

次に、輸出国での食品衛生法の周知、これは先ほど来言っておりますとおり、輸入食品は海外でつくられるという観点から、相手国政府、または相手国の事業者、これを対象といたしまして、食品衛生法の周知を図るというものでございます。

最後になりますけれども、B S E 問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保、ここにつきましては、この私の説明の後に、担当の温井がご説明いたしますので、そちらで細かく確認をいただければと思います。

今、ご説明申し上げました中身をちょっと細かく説明しますと、海外情報等で確認されたものではこういうものがございます。サルモネラ菌であったり、O157であったり、あとはノロウイルスであったりというものがございます。どういう国でどういうものが原因となっているのかということをご参考になればと思って取りまとめてまいりました。

このような情報を適宜ご活用いただきまして、仮に輸入されているものがあれば、その衛生確保に活用いただければと思います。

また、輸出国での食品衛生法の周知ということでございまして、来年度から監視指導計画の中には明確に書くのですが、既に前倒ししてこのような作業は始めております。これはもう既に今年度行った実績でございまして、シンガポールからインドに至る複数の国で、事業者等を集めまして、日本の法律なり規制なりというものの周知徹底を図っているところでございます。

このような取り組みを通して、輸入食品の衛生確保を図るということを考えております。

冒頭にもお話ししましたが、現在、この監視指導計画の案につきましては、パブリックコメントを求めていますので、本日のリスクコミュニケーションでお感じになったこと、またご意見等がありましたら、ぜひともコメントをいただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○司会（消費者庁：影山） では、続きまして「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて」、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 乳肉安全係長 温井健司よりご説明いたします。

皆様、資料2をご準備ください。

○温井（厚生労働省） ただいまご紹介いただきました厚生労働省医薬食品局食品安全部の温井と申します。

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて、私のほうから説明させていただきます。

まず、「牛海綿状脳症（BSE）とは」というところからご説明いたしますと、ご存知のところもあるかと思いますが、BSEは牛の病気の一つです。BSEプリオンと呼ばれる異常なプリオンですね。これが病原体となりまして、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり異常行動や運動失調などを示して死亡すると考えられております。

感染経路ですが、この病気が牛の間で広まった、大流行したというのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉という飼料を使用したことが原因と考えられております。

BSEに感染した牛では、このBSEプリオンが、牛の脳、せき髄、回腸などに蓄積することがわかっております。

人への影響としましては、1995年に英国、イギリスで変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）というものですけれども、この患者が初めて確認されました。vCJDはBSEとの関連性が示唆されています。

これまで行われておりますBSE対策についての説明の図になります。

国産牛のBSE対策については、左側の緑の部分が農林水産省の対策部分、右の赤の部分が厚生労働省の対策をとっている部分になります。

大事なところは、飼料規制などの生産段階から、と畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保することが大事ということで、一連のBSE対策が必要と考えられておりまして、特に左側の農林水産省部分では、先ほど言いましたとおり、飼料規制、肉骨粉の禁止というのが一番BSEの感染拡大防止と言われておりますので、この肉骨粉の禁止が一番重要な点です。

次に、農林水産省部分でされている対策としましては、ここに死亡牛とありますけれども、農場の段階で牛が倒れて死んでしまった場合、この牛について、ひょっとしたらBSEに感染しているかもしれないということで家畜保健衛生所というのが実際にありますけれども、ここで死亡牛の検査、BSE検査を行っております。

こちらが厚生労働省の対策ですけれども、厚生労働省としましては、生産農場からと畜場に牛が入ってきたときに、BSE検査というのはもちろんやっておりますけれども、そ

れに加えて、特定危険部位、SRMと言われますが、そのSRMの除去、あとはせき柱の規制をかけているのがこの全体のBSE対策の概要になります。

BSE対策の経緯ですけれども、左側が国内対策、右側が輸入の対策になりますけれども、左側を見ていただくと、まず、国内で一番最初にBSEが発見されたのが、平成13年9月に国内で1頭目のBSE感染牛が確認されて、ここから国内対策がスタートしました。

BSE検査については全頭検査が始まり、平成17年8月には一度見直しが行われて、21カ月齢以上についてBSE検査をするように規制上はなりましたが、この時点では実際はBSE検査を20カ月齢以下についてやめることはなくて、今現在でも全頭検査が続けられているのが現状です。

SRMの除去としては、こういった頭部とかせき髄、扁桃、回腸遠位部といった異常プロオンタンパク質がたまると言われている部分をと畜場内において除去することが義務づけられていて、これは必ず焼却することが義務づけられております。

また、食肉の段階にあってはせき柱を外すことを今の規制として置いております。

輸入については、米国・カナダにおいては、平成15年5月にカナダがBSE発生によって輸入禁止になりました。平成15年12月にはアメリカ産牛肉がBSE発生によって輸入禁止になりました。この後に見直しを一度行いまして、20カ月齢以下については輸入再開というふうになっております。

なお、ヨーロッパについては、平成8年の段階で英国産、イギリス産の牛肉を輸入禁止にしておりまして、平成12年にはEU産の牛肉を輸入禁止にしております。

今日は輸入についてのお話なので、輸入について特に言いますと、このようにBSE発生国からの牛肉というのは、全て輸入禁止措置がとられているんですけれども、その中で、アメリカ・カナダだけ、現在にあっては、内閣府の食品安全委員会の評価結果をもとに対策を見直して、20カ月齢以下について輸入を認めているのが現状です。

今回の見直しについてのご説明ですが、国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEの

発生数が世界的に大きく減少していて、BSEの感染リスクが低減されていると考えられます。

この後、図でもお見せしますが、世界では約3万7,000頭が1年間に発生していた年もありましたが、1992年のとき、これがピークになりますけれども、2011年にあつては1年間で29頭しか発見されていません。

国内では平成15年、2003年以降に出生した牛からはBSE陽性牛は確認されておられません。

こういった状況を踏まえまして、平成13年10月の対策開始から約10年が経過したということから、最新の科学的知見に基づいて国内の検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととしまして、平成13年12月19日に内閣府食品安全委員会に諮問をいたしました。

世界の発生頭数の推移のグラフになります。

1992年を見ていただければ、1年間で発生頭数が3万7,316頭です。それが一番高いピークでして、ここのピークを越えてからは年々減少して行って、2011年には29頭、2012年1月時点、今年の2013年1月にOIEのホームページを見た限りでは12頭というふうには、年々、どんどん減少して行っているのがわかります。

飼料管理等のリスク管理措置ですが、飼料規制というのは、世界的に行われていますけれども、私たち厚生労働省が内閣府食品安全委員会に諮問した評価対象5カ国、5カ国というのは、日本とアメリカ、カナダ、オランダ、フランスの5カ国になるんですけれども、この5カ国において1997年までに飼料規制は既に導入されていて、その後、段階的にさらに強化されたと。飼料規制というのは、BSE感染牛の発生を防ぎ、結果として、牛から人へのvCJDの感染リスクを低減するために重要な対策です。

また、1997年に行われた飼料規制対策からさらに強化をした交差汚染防止対策を行い、牛から牛に対しての飼料規制というのはこれまでも行われていましたけれども、牛のSRMを使った肉骨粉を豚や鶏に与えない対策というのがアメリカ・カナダで行われまして、

それがこの「○→×」ですね。○の与えることができたものが×になり与えることができなくなったという措置が、アメリカでは 2009 年に、カナダでは 2007 年に行われまして、交差汚染防止対策ということで飼料規制強化が行われました。

BSE 感染牛における出生年別の摘発状況になるんですけども、これは BSE 感染牛の生まれた年について並べたもので、日本、アメリカ、カナダ、フランス、オランダの 5 カ国がありますが、それぞれの矢印が飼料規制を置いたポイントになります。

日本はこの 1996 年、アメリカ・カナダは 1997 年、フランス・オランダは、このグラフよりももう少し左側にあるんですけども、1990 年と 1989 年に飼料規制を一度行っています。その後に 2 回目にそれぞれのポイントで飼料規制を行っていて、1997 年までにまず全ての国が飼料規制を行ったおかげで、それ以降生まれた牛からは発生頭数は減ってきていることがわかります。

2 回目の飼料規制を行った後にも何頭か BSE 発生牛が出ているというのは、実際に飼料規制を行ったからといって、その飼料を全て回収する措置というのは諸外国において行われていなかったもので、飼料規制が行われた後も何頭かは出てきていると考えられますが、規制は有効に働いて、結果的には、最近では飼料規制後に行われた牛については BSE 発生牛というのはいないというのがわかります。よって、飼料規制が有効と考えられております。

食品安全委員会から答申が返ってきたのが平成 24 年 10 月 22 日ですが、国内措置と国境措置ということで分かれてそれぞれ評価をいただいております、まず日本における対策ですが、20 カ月齢の場合と 30 カ月齢の場合のリスクの差というのは、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると、検査対象月齢については評価されました。

また、SRM の範囲についても、全月齢 SRM として置いておりましたが、全月齢の場合と 30 カ月齢超の場合のリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価をもらっております。

また、米国、カナダ、フランス、オランダについても、アメリカ・カナダについては

20 カ月齢という月齢制限でしたが、これと 30 カ月齢に引き上げた場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価がされております。

なお、フランス、オランダは、先ほどお伝えしたとおり、輸入禁止措置がとられておりますが、この輸入禁止措置から 30 カ月齢に引き上げた場合も同じ評価ですね。

S R Mの範囲についても、全月齢から 30 カ月齢超に引き上げた場合、範囲を変えた場合ですね。このリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価されました。

この評価を受けまして、厚生労働省としての対応は、まず国内措置についてですが、B S E検査対象を現行の 20 カ月齢超から 30 カ月齢超にいたします。これにより、30 カ月齢以下の B S E検査は不要となります。

特定危険部位つまり S R Mの除去対象、とらなければいけない部分ですが、これは、これまで全月齢の頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部でしたが、30 カ月齢超の場合、頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部には変更はないんですけれども、30 カ月齢以下の場合、回腸遠位部と扁桃だけになり、扁桃以外の頭部、せき髄、せき柱は利用することが可能になります。

続きまして、輸入措置ですが、輸入措置の見直しは、これまで、アメリカ・カナダは 20 カ月齢以下の牛肉の輸入を認めていました。フランス・オランダは輸入ができませんでしたが、これを見直して、アメリカ、カナダ、フランスについては 30 カ月齢以下の牛肉が輸入可能になります。オランダについては、安全委員会の評価では 30 カ月齢まで引き上げることは可能でしたが、オランダ側から 12 カ月齢以下の子牛のみ日本へ輸出したいという意向がありましたので、12 カ月齢以下と設定しています。

また、S R Mの除去の対象についても、頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部でしたが、これが回腸遠位部、扁桃になり、扁桃以外の頭部、せき髄、せき柱は輸入が可能になります。

輸出国政府との協議状況についてご説明しますと、食品安全委員会からの評価が返って

きて、私たちが行ったのは、まず輸出国でSRMの除去、また30カ月という月齢区分の管理ができるかどうかというのがポイントになりますので、この措置が輸出国で置けるかどうかを協議いたしました。輸出国と協議し、輸入条件についてある程度すり合わせを行った上で、現地調査を12月から1月にかけて実施しまして、と畜場と食肉処理施設におけるSRM除去と、月齢による区分管理の確認を行いました。

なお、この30カ月という月齢区分なんですけれども、※の1つ目に書いておりまして、4カ国、今回、輸入の対象となる4カ国というのは、もともと国内規制で30カ月の規制を置いていますので、新たに日本が30カ月と評価したからといって置く規制、日本のために置く規制というのはそれほど多くはないというのが確認できました。

なお、アメリカについては、一定期間終了、経過した後に、アメリカの遵守状況を踏まえて検疫措置の見直しやBSE対策の措置の継続協議の要望を受けています。

実際にこれは北米の例になりますが、30カ月齢以上と未満の牛の区分管理として用いられる方法は、基本的には歯列です。歯になります。永久歯の第2切歯がこれになりますけれども、この第2切歯が確認できれば30カ月齢以上と判断いたします。

こちらは第2切歯が生えていないので30カ月齢未満です。

また、と畜場内での区分管理については、これが枝肉なんですけど、枝肉に対してラベルですね。識別管理タグなどを用いて枝肉の識別管理を行います。これにより、30カ月齢以上なのか未満なのかはわかるように、と畜時に、最初に歯で確認したその月齢区分をそのまま継続できるようにラベル管理をします。

また、せき柱や内臓については、多少ちょっと見にくいんですけども、ここのせき柱のせき柱管といって、せき髄を抜いた後のこの管のところに、青いインクを塗って、30カ月齢以上とすぐにわかるようにマーキングがしてあります。

これは内臓なんですけれども、内臓についても青いマーキングでバツと書いてあって、これが30カ月齢以上の内臓ですよとわかるようになっています。

つまり、こういった30カ月齢以上のマーキングがしてあるものというのは、日本に輸

出すことができないので、こういう管理が今でもアメリカでは行われております。

専用器具の使用ということで、これはアメリカ国内規制プラス α で、例えば、アメリカからカナダとか香港に輸出する場合、求められているものなんですけれども、30カ月齢未満と30カ月齢以上でナイフを使い分けているというのがあります。これはアメリカの国内規制ではないですが、アメリカが諸外国に輸出するときにこういう管理をしなさいと求められていて、実際にアメリカでもやられているものです。

輸入牛肉の安全性を確認する仕組みを取りまとめますと、まず輸出国との関係についてはルールを決めるということで、二国間協議と現地調査を行いました。二国間協議で決めた輸入条件の中には、施設の認定条件や加工・製品の条件、こういったものが日本に輸出できるか、どういう肉を輸出できるかということの条件ですね。こういったものが書かれています。

また、衛生証明書、つまり、肉に添付される証明書の中に条件が事細かに書かれています。

こういったルールがしっかり守られているかというのを、私たちは定期査察を行って監視することにしていきます。認定施設において、対日輸出条件に則った遵守状況、対日輸出の処理ができているかどうかというのを毎年確認したいと思っております。

仮に違反があったとすれば、もちろんですが、問題点を日本側からアメリカ側に説明し、指摘し、その改善を図ってもらうということをしてもらいます。

輸入時の確認ですけれども、これは先ほど説明があった輸入食品監視指導計画でルールを決めまして、監視・検証としては検疫所での輸入届出時の書類審査を行います。また、必要に応じてモニタリング検査を行って、異常なお肉がないか確認をします。もし違反があれば、これはほかの食品等も同じですけれども、原因を確認し、再発を防止をするという措置をとる。これが輸入牛肉全般ですが、安全性を確認する仕組みになります。

今後の予定ですけれども、2月1日、明日ですが、輸入条件の見直しの通知改正・施行というのを行うこととしております。あわせて国内措置も省令改正しますし、せき柱につ

いても告示での規定がありますので、食品衛生法の中に。その改正・施行を行います。

国内については、公布は行うんですけれども、その施行を実際にやっていただく分に関しては、BSE検査というのは実際には自治体の事務なので、年度がわりが一番ふさわしいかと思いますので、4月1日にやっていただけるように、施行は4月1日に設定しています。

したがって、輸入牛肉に関しますと、明日以降、新たな輸入条件でアメリカ側が処理した牛肉が現実的には入る可能性はあります。ただ、それはもちろん日本への新しい輸出プログラムに則った処理がされて、アメリカ政府の衛生証明書がついたものになりますので、それについては2月に入ってすぐにアメリカ側が出せるとは言っていない状況です。今後は輸入量が増えて、アメリカ産牛肉が入ってくる可能性はあるかと思います。

以上になります。

ありがとうございました。

○司会（消費者庁：影山） では、続いて、事業者の取り組みについてご紹介いたします。

「企業における品質保証の取組」について、日本ハム株式会社常務執行役員品質保証部長兼お客様コミュニケーション部長山田輝男様よりご紹介いただきます。

皆様、資料3をご準備ください。

○山田氏（日本ハム株式会社） みなさん、こんにちは。

私は、先ほどご紹介いただきました日本ハム株式会社品質保証部並びにお客様コミュニケーション部を担当している山田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまより、限られた時間ではございますが、私どもの輸入食品に関する取り組みについてご説明をさせていただきたいと思っています。

品質保証部は、読んで字のごとく品質保証を司るところでございますが、お客様コミュニケーション部は、お客様とのコミュニケーションを行うということを前提に、いわゆるコールセンター機能を持っており、直にお客様の声を頂戴して、それらを商品、サ

ービスに生かしていくという形で取り組んでいます。

もちろんお客さんの声を品質保証に取り込むということも並行して行っています。

それでは、私ども日本ハムグループの事業領域でございますが、名前は日本ハムでございますが、いわゆるタンパク質を中心とした事業を展開させていただいており、ハム・ソーセージはもちろんのこと、加工食品、食肉あるいは水産関係、それから、チーズ、乳製品、こういったものも取り扱っていますし、また、食と健康ということから、スポーツ事業であります、北海道にある北海道日本ハムファイターズあるいは、関西のセレッソ大阪のサッカーにも協賛をさせていただいて事業を進めていまして、いわゆる食べて、運動をさせていただいて、健康になっていただくということがありますし、それから、私どもの企業理念は、「食べる喜びを提供する」ということをもって、それに結びつけるグループ全体の動きをさせていただいています。

それでは、品質保証体制に入ってまいります。基本的には、日本国内で製造したものあるいは海外で製造したもの、それから、海外から原材料として調達するものにつきましても、全て日本で使っていくわけでございますから、基本的には製造あるいは調達についての原理原則は同じだということになりますので、もちろん日本の法律に基づいて取り組むということになりますし、品質保証体制も国内と海外で変えているということではなく、同じ形で進めさせていただいています。

私どものグループ全体の品質保証に関わる内容は、こちらにございます5つの品質方針を中心にして、独自の品質保証規程 24 項目を設け、グループ 86 の工場と事業所を横串を刺した横断的な管理とさせていただいています。

この中にも、法令の遵守はもちろんでございますが、品質保証のネットワークと申しますと、グループ全体のネットワークを指していますし、それから、冒頭少しご説明させていただきましたお客様コミュニケーション部という、コールセンター機能も含めてあるいはコミュニケーションの中には食育ということも含めますと、お客様とのつながりというところがございます。もちろん、履歴管理をしていく必要がありますし、それから、客観

的な評価と申しますのは、社内で評価するだけではなく、社外からも評価をしていただくという取り組みを進めています。

それから、品質保証に関わる具体的に何をやっているかということでございますが、基本的にはここがございます、安全審査をして、監査をして、監査をした結果、モニタリングの検査をするというのが基本になっていまして、ただ、こういったことを実行するに当たっては、いずれも人が関与してまいりますので、人財の育成を中心にしてこの3つのサイクルを回しています。

内容につきましては、ちょっと見にくいですが、これは海外も含めまして、先ほど申しました客観的な評価ということで、社外の認証制度、ISO、HACCP、それからSQFというふうなそれぞれの事業に応じた形で社外認証を取得して、社内外から評価をしていこうというところでございます。

1つ目の安全審査でございますが、発売前に安全性のチェックを、書類上ではございますが確認をしています。そのチェックの項目がここがございます、いわゆるアレルギーなり残留農薬等なり、それから、もちろん表示に関するところを書類上で行ってまいります。

まず、事業部がチェックをして、最終的に品質保証部がチェックをして、合格したものがコード番号が付与されることが安全審査でございます。

そういった形で製造を始めるわけでございますが、その製造が適正な環境でされていかどうかということを内部監査でチェックを行います。それで、これを品質監査と呼んでいますが、この品質監査の項目は、それぞれ起こっているリスクあるいは世間の状況も加味しながら、通り一辺倒ではなく、その年、年で、少しずつあるいは事業の状況に応じた形で監査項目を決めて推進をしています。

特に輸入品ということであれば、現地に必ず行って、現地の状況を見るという形をとらせていただいていますし、皆さん方からご覧になって左側の上のほうは、タイでナスを栽培しておるところでございます。その下が、養殖場に行って検査をしている状況でございます。ですから、必ず現地、現場に行って状況を確認して行っていくのと、それから、右

下にありますが、現地で監査の結果を最終的にクロージングでお互いに共有をして、改善すべきところは改善していくというのが監査でございます。

監査した結果、本当に大丈夫かどうかということで検査でモニタリングをします。検査には微生物から食品成分までさまざま検査を行っていますし、検査につきましては、海外には今現在、中国に直営で2カ所、それから、タイについては委託検査で、事前に日本に入る前に現地で検査をするという形をとっています。

もちろん、先進国ではアレルギー物質が非常に問題になっていますが、まだまだタイ・中国においてはそれほどアレルギーに対する関心が低いので、私どもは、アレルギーのコンタミ検査も含めて、検査体制を整えています。

それから、各事業所、各工場では、毎日製造する食品でございますので、成分あるいは微生物の検査をし、やはり、食べものですから、最後は食べてどうかという、いわゆる官能検査を中心にした日々の検査をさせていただいています。

検査をするに当たっては、それぞれ各工場で検査をしますので、その検査の精度がどうかということを、それぞれ微生物、それからアレルギー物質、それから成分分析についての基本なものを私どもの中央研究所で検体をつくり、それを各工場に配って、検査の精度管理をさせていただいています。

それから、私どものアレルギーに取り組む姿勢は、海外も含めて検査をしていることは先ほど申し上げたとおりでございますが、国内においても、専用工場アレルギー物質を除去した製品づくりを行っていますのと、それから、ここにありますのは、アレルギー教室と申しまして、国内でまだまだわずかではございますが、札幌・東京・大阪で毎年1回ずつアレルギーのお子様をお持ちの親子さんをお招きして料理教室をさせていただいたり、メニューレシピを掲げさせていただいております。

それから、冒頭申しました人財育成でございますが、こういった形で専門家を養成しながら、最終的には各製造事業所に感度の高いあるいは感性の高い、気付きのできる専門家を配置していきたいということで取り組んでいまして、ベースはeラーニングで基本的な

知識を覚えるということになります。このeラーニングにつきましても、私ども独自で、自分たちでグループの状況を勘案してつくり上げたものでございまして、今現在、こういった人財育成のプログラムで進めさせていただいています。

終了した者は修了書を発行したり、最終的に専門技術者については、専門的な技術はもちろんです。やはり、人に教えて事業所のレベルを上げるということから、能力試験も加味して、非常に難しい試験になっていまして、合格率が2割を切るという状況ではございます。

ただ、専門家を認定するというのが目的ではなくて、こういった専門家を数多く輩出して、各事業所のレベルを上げさせていただきたいと考え、取り組んでいます。

それから、海外でも人財育成の教育を実施し、先ほど、冒頭に厚生労働省様のほうからも海外での教育というお話がございましたが、私どもでも、取り引きをしていただく相手先に、やはりしっかりと日本なり私ども日本ハムグループの商品に対する取り決めを間違いなく伝達することによって、問題ない商品が供給されてくるということもございまして、監査に行くたびあるいは別に時間を設けて、こういった形で教育を継続することで、レベルアップを図っています。

もちろんeラーニングにつきましても、海外も受けていまして、24時間動いておりますので、それぞれの事業所で受講をしている状況でございます。

輸入食品についてまとめていきますと、こういった4原則をつくり、まずは、やはり相手先の品質に対する確認をしっかりとすることと、それから、安全審査に関わる安全検証のチェックリストを全てチェックをする。それから、もちろん現地・現場に行って確認することと、確認した結果のモニタリングを検査で行うというのを必須にして、国内外ともに同じように行わせていただいています。

最後、時間がございませんが、私どもはオーストラリアでこういった牛肉事業を展開しており、資料に載せさせていただいておりますので、ご覧いただければありがたいと思っています。

私のほうからは以上でございます。

ありがとうございました。

○司会（消費者庁：影山）　続きますして、消費者の立場から、「消費者からみた輸入食品の課題」について、特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット事務局長高橋勝美様よりご紹介いただきます。

皆様、資料4をご準備ください。

○高橋氏（特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット）　皆様、こんにちは。

NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネットの高橋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、「消費者からみた輸入食品の課題」について、消費者目線でお話をさせていただきます。

さて、輸入食品の安全性確保のため、国の監視指導計画ができて、さまざまな取り組みがなされております中、私ども消費者団体は、それらの動向を注視しているところでございます。

先立ちまして、私どもの団体について簡単にご紹介をいたします。

お手元の資料2をご覧ください。

昭和52年、自分たちの生活を自分たちの手で守ろうということで、仙台市消費者協会を設立いたしました。「国民は誰もが健康で安全な、そして文化的生活を営む権利がある。」と憲法にうたっておりますように、消費者の権利及び消費者の自立支援の活動をしてまいりました。

また、平成20年12月には適格消費者団体へ向けて、任意団体からNPO法人へ法人化したしまして、消費者基本法第7条、第8条にありますように、消費者として、また団体としての責任や役割を果たすべく活動をしているところでございます。

このような活動の中で、仙台市との関わりから食の安全確保に特化したしまして、状況

を少しご紹介をさせていただきます。

資料4をご覧くださいませ。

平成15年、国で食品安全基本法を制定され、仙台市は平成18年9月に「仙台市食品安全性確保に関する基本方針」を策定し、この基本方針に基づくアクションプランの策定が毎年行われ、これには食品衛生監視計画が含まれております。

安全性確保に関する基本方針の理念には、下段に記載のとおり特徴というところにうたってございます。

その後、策定時に想定し得なかった犯罪を疑わせるような食品事故など、消費者の信頼を損なう事件、事故が相次いで発生したことから、この事態に対処するために、改正することになりました。危機管理の強化をしたり、例えば、それによりまして食品中の放射性物質への対応がスムーズにできたということもあります。

また、リスクコミュニケーションの取り組みの一層の推進というところでは、せんだい食の安全サポーター制度、そして、せんだい食の安全情報アドバイザー制度が新設されました。

このような計画や実施内容を、仙台市食品安全対策協議会で検討や意見交換をしてみました。この協議会は、消費者、生産者、食品事業者、各団体及び学識経験者らで構成されております。私どもは団体として参加しております。

次に、輸入食品の安全性についてですが、皆様は食品購入の際は何を考えて買われますでしょうか。もちろん、安心なもの、安全なもの、もしかしたら安いからでしょうか。

また、輸入食品からはどんなイメージがございませうか。原材料はどうか、添加物はどうか、農薬は、どこの国のものか、等といろいろ考えますね。さらには、不安だ、危ないのでは、違反はないだろうかなどいろいろ考えます。食品の6割が輸入されているわけですから、私たちの食卓の大半が輸入食品に頼っているというのが現実かと思えます。おいしいものが自由に手に入る日本ですが、輸入食品の安全性に不安を持っている人たちが9割というデータもございませう。

以前、大きな事件、事故として、餃子事件、ウナギの表示偽装などもありましたね。そのときもたくさんの情報がありましたが、しかし、消費者には納得するような説明はなかったかに思います。この事件に限らずですが、行政情報は法律に照らしますので、とても理解しづらい。監督官庁など、縦割り行政という仕組みもあるのですが、また、行政は「ホームページを見てください」というようなことがあります、国民の全員がホームページを見られるという環境ではありません。ですから、わかるような伝達方法を考えていただきたいと思います。

では、事業者情報はどうか。信用できるのでしょうか。本当のことを言っているのでしょうか。とても不安になります。

特に、リスク度合いについては消費者にわかりやすく知らされるべきだと思います。法令違反のときの原因究明とその対応については、結果が出なくても経過報告などを開示してほしいところがございます。

では、学者、研究者はどうか。数字やデータなどによりまして、また専門用語も多く、素人にはわかりにくいというところがございます。

では、マスメディアはどうかというと、一方的な発信、不安をあおるような発信、消費者以外でも特に個人生産者などは、風評被害や過度な不信感に至るというところも多々あると思います。1つの情報ソースではなく複数のものがあつたらと思います。

そんな中でも、消費者は時間とともにそのことについて薄れ、忘れていくということになります。それぞれの立場で丁寧な取り組みをし、努力することで、安全確保が可能になるのかなと考えております。

さて、国はさらなる安全性確保のために、食品衛生法に基づき、パブリックコメントやリスクコミュニケーションをし、輸入食品監視指導計画が策定されました。ここにおいても、行政のみならず、事業者はさまざまなシーンで情報開示をすべきです。食品安全基本法第9条のとおり、消費者も施策について意見を出すなど、積極的な役割が重要になるかと思えます。

国は、監視計画を検証し、新たな計画がなされ、体制強化していくことはとても重要であり、もちろんこれらについてわかりやすく平易な言葉で情報提供されることを期待するところでございます。

まとめに入りたいと思います。

私たち消費者は、消費生活に関する正しい知識を習得し、そして、情報提供を通し、消費者の意見を関係機関に反映させ、また、団体として消費者の利益を保護し、安全で豊かな生活向上を図ってまいりたいと存じます。

本来は問題がたくさんあるわけですから、さまざまなものに関心を高めていく役割や責任を改めて感じております。

そしてリスクコミュニケーションに積極的に関わることが重要かと考えております。

本日は、このような機会を賜りまして、またご参集の皆様、厚労省及び関係機関の皆様
に感謝申し上げます。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○司会（消費者庁：影山）　ありがとうございました。

それでは、ここで約 15 分の休憩をとりたいと思います。

15 時 5 分に再開いたしますので、それまでに座席にお戻りください。

（休 憩）

○司会（消費者庁：影山）　時間になりましたので再開いたします。

ここからは、パネルディスカッションを行いたいと思います。

壇上には、先ほど講演を行った山田様、高橋様、近藤補佐、温井係長が登壇しております。

パネルディスカッションの進め方ですが、まず、今日の最初の説明にあった輸入

食品の安全対策全般について、次に、輸入牛肉の安全性について、壇上の皆様に討論いただき、最後に、会場の皆様からご質問や意見をお伺いしたいと思います。

ではまず、消費者のお立場で本日ご参加いただきました高橋様にお伺いしたいと思います。

輸入食品の安全を守るため輸出国や検疫所で、また輸入事業者においてもさまざまな対策が講じられておりますが、そうした対策についてどういったご意見をお持ちでしょうか。

○高橋氏（特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット） 先ほどお伺いしていただき、疑問な点がございましたので、その辺を述べさせていただきます。

さまざまな法規、諸官庁が複数入っておるというのもわかりましたし、食品法規、とても難しいというのもわかりました。

日本の基準は世界一厳しいと伺っておりましたので、例えば、現地生産者、事業者、製造者、加工業者、全て現地の方たちはその法規を理解しているのかということが1つ。

あと、二国間協議というところで、問題事案があった場合、いろんなことについて相互協力が必要だということもよく理解できました。しかし、問題が起きる前はどうか。また、起きたとき、早急な対処が不可欠ですが、その辺はどのように伝達されていくのかなというところが不安でございます。その辺、リスクだとか教えていただければとおもいます。

○司会（消費者庁：影山） これについて、近藤補佐いかがですか。

○近藤（厚生労働省） はい。今ご指摘いただきました点について、若干説明をさせていただきます。

まず、現地生産者に対しまして私どもがいろいろ情報提供を行っているということで、相手方がきちっと理解をしてくれているのかというご指摘の部分でございます。

ちょっと歴史を振り返ってみますと、私ども、従前からこの監視指導計画というものをつくっておまして、その中を経年にごらんいただくとわかるんですけども、従来は情報の提供のあり方というのが、まず1つは、日本の国内にある外国の大使館、あると思

います。こちらの大使館に、日本語ではわかりませんから、これを英文化いたしまして情報提供する。

もう1つは、各国に外務省の大使館、日本の大使館があると思います。英語だけではなくて、世界には複数言語がございますので、このような大使館を通じまして、日本の法規なりを相手国の言葉で相手国の政府に伝えていく、こういうことをやってまいりました。

ただ、実際にお渡ししたものの、これが確実に相手方に届いているのか。つまり我々が目的とするのは、製造される方に情報が届くことが一番大事だということになりますが、その情報伝達がなされているのかという点について、確認をなかなかできないという状況もございました。

ですので、今年度の監視指導計画の案の中では、私どもみずからが直接相手国の政府に説明をするということを書いております。

その情報伝達の中には、法規はわかりにくいというご指摘もございましたので、まず、日本の法律の仕組み、これがどうなっているのか。その中で、どのような基準なり規格があるのかということに合わせて説明をし、これを遵守していただくということをお願いしております。

もう1つの側面から言いますと、日本も、貿易相手国もそうですけれども、これはWTOという組織に加盟をしております。このWTOに加盟するものは、その下にあります、動植物検疫に関する一般協定という、ちょっと長いんですけれども、略してよくSPS協定と呼ばれていますが、このSPS協定を遵守する必要があります。何を遵守するかと言いますと、相手国の国内にもものを入れようというときには、相手国の法規を遵守しなければならないと、これが決まりです。ですから、私どもは衛生の観点でお話をしておりますけれども、事業者の方におかれては、やはり、ものが売れないと意味がないと。ものが売れるためにはどうするか。それは、相手国の法規を守らなければいけないということになってまいります。

ですので、実際のところ、相手国の製造者の方も経済活動を円滑に行うという観点から

も相手国の規制なり基準なり、これを正確に理解するということは大変重要なことだと考えているところをごさいます、今まで既に何回か説明会を行ってきておりますけれども、やはり、直接説明をすることによって、その理解なりが進んでいると我々は感じております。

あと、2つあったと思います。もう1つは、問題があった場合ですが、二国間協議等について、どういう対応をとっているんだらうと。喫急な情報提供等が必要ではないのかということをごさいます。

確かに、二国間協議というのは、問題があった場合に行うのは当然でございますけれども、その前に、やはりいろいろな輸入時の問題が既に確認されているものもありますので、私ども従来から問題があるものについては問題のある国とその問題をどのように解決するのかということで作業を進めてまいりました。

1つの例を挙げれば、以前はちょうど1990年代の後半でしょうか。いわゆるバブルと呼ばれた時代がありまして、この時代にはいろいろなものが海外から日本に入ってきました。日本人も大変お金があった時代ですので、海外からいろいろなものを買ったわけでございますけれども、その結果として発生したのが、やはり、いろいろな衛生問題でした。

特に、当時エスニックブームというのがありまして、タイ等からエスニックの食品がいっぱい入ってきたという時代がございます。このタイにつきましては、いろいろな衛生問題があったということ踏まえ、どういうことが今問題になっているのかということをお伝えするとともに、技術協力を我々は行いました。それはなぜかと言いますと、やはり、自分たちがちゃんとしたものをつくっているのか確認できないと意味がないということがありますので、その技術の提供を行って、彼らみずからが検証ができるような仕組みをつくるということで行ってきております。ですので、問題があった段階でそのような対応をとるということも行っておりますけれども、それに付随する協力等も行って、問題の拡散を防ごうということはやってきております。

さらに加えますと、先ほど説明もいたしました、輸出国の制度調査というものを行っております。これは、事後ではなくて事前の対策ということになっておりまして、問題が起きる前にその国がどういう管理体制をとっているのかということを確認いたしまして、これを日本の仕組みと比較し、どの点を強化すべきかということ等のお話をしております。これに基づいて輸出国側が事業者なりにいろいろなお話なり指導なりをして、結果として問題が減ってくればこれに越したことはないということでございます。

これを客観的に評価する指標というのはなかなか難しいとは思いますが、1つの判断の指標としては、冒頭に輸入届出件数が約210万件あるというお話をいたしました。これに対する違反件数が約1,200件ということもお話をしましたが、この1,000件前後の輸入食品の違反件数というのは、ここ数十年間ずっと変わっておりません。つまり、輸入届出件数に対する違反率というものは、下がってきているということになります。直近のデータで単純に割り算をすると、輸入食品の違反率というと、大体届出件数に対しまして0.06%ぐらいになっております。ですから、非常に低いレベルにあるということがわかりいただけます。

このような違反件数というのは、いろいろな効果、これは我々だけではなくて、輸出国政府も事業者の方も、いろいろな方が取り組んだ結果として出てくる数字になっておりますので、違反の件数が非常に増えてこないということは、やはり、いろいろな取り組みがなされているんだろうというふうに思っております。

○高橋氏（特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット）　ありがとうございました。

○司会（消費者庁：影山）　よろしいでしょうか。

では、山田様にお伺いしたいと思います。山田様は事業者の立場として、輸入食品の安全対策について、今日の話、どのような感想をお持ちでしょうか。

○山田氏（日本ハム株式会社）　それでは、山田のほうから少しご説明をさせていただきます。

ご説明させていただいたとおり、私どもは基本的には国内・国外ともに同じような形で体制をとっていますので、本日ご説明いただきました厚生労働省様の内容については、逐次把握させていただきながら、それに少し私どもも付与した形で海外事業所の展開をさせていただいているのが現状でございます。

もちろん、海外では日本人スタッフがいるところといないところと、両方存在をいたします。日本人スタッフが本当に日本の法律を理解しているかというところもあるので、先ほどもご説明させていただいたとおり、法改正も随時行われますので、その情報を持って現地に行って教育をしています。もちろん、現地の人も含めての教育をしっかりと行かないと、なかなかこちらが要求するものが入ってこないというのが実情でございます。

特に、微生物では日本の大腸菌の判定が海外のコーデックスの判定と少し違い、海外では大腸菌は検査して大丈夫だということですが、日本の大腸菌検査の方法ではなく、通関でご迷惑をかけるということも以前にはございました。そういうところからしっかりと日本の検査方法も含めて、海外で定着させることを、地道にやってきているというのが実情です。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

国から何かご意見などありますか。

○近藤（厚生労働省） はい。今のお話で、コメントというわけではないんですけども、1点追加をいたします。

確かに、我々、先ほど法律第 11 条で規格や基準があるというお話をしましたが、その規格や基準というものの決められた項目というものは、その項目を判断するための検査の方法というものがございます。

その判断の基準というのは、その検査の方法に従って検査を行った場合に判断ができる項目ということになっておりますので、やはり今、山田様からお話のあったとおりに、検査法、何でもいいじゃないかというのではなくて、試験結果だけを見るということではなく、その試験結果が出てくるための方法がいわゆる法律に書いてある方法であるかどうか

ということも確認しておくことが、衛生問題が発生することを回避する1つの方法になるのではないかと考えております。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

では、次の議題に移ります。

皆様の関心が高いBSEの対策について議論を進めたいと思います。

事前にお寄せいただきました質問の中から、消費者の方がよく疑問に思われます幾つかの質問について、私からパネラーの皆様に質問してまいりたいと思います。

それでは、1つ目。

30カ月齢以上かどうかというところが対策のポイントになるということですが、30カ月という月齢はどのような意味を持っているのですか。アメリカでは、日本のような牛の生年月日などの記録、いわゆるトレーサビリティのシステムはないわけですが、歯列を見て判断するだけでは間違いは生じないのでしょうか。

これについて、温井係長、いかがでしょうか。

○温井（厚生労働省） はい。歯列での月齢確認については、今、アメリカ・カナダでは行われているんですけども、EUにおいてはトレーサビリティ制度が入っていますので、実際にEUは歯列は用いずにトレーサビリティシステムで月齢確認はしています。

ですけれども、EUもそのトレーサビリティシステムが入る前、導入前は、同じように歯列を用いて30カ月の区分を行って行っていましたので、国際的にも広く認められた方法になっています。

また、アメリカの報告では、肥育牛の出荷というのが30カ月ぎりぎりになるよりもっと前の20カ月齢前後の出荷が一番多いということで、歯列での月齢確認を用いたとしても、30カ月を超える牛が間違っって30カ月齢以下と認められてしまう可能性は極めて低いと考えられますので、この30カ月の歯列を用いた確認方法というのは妥当ではないかというふうに考えております。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

検疫所では、アメリカやカナダなどから牛肉を輸入する際にはどのような検査が行われていますか。検疫所での検査についても対策の見直し後、変わっていくのでしょうか。

これについてはいかがでしょうか。

○近藤（厚生労働省） 検疫所のお話ですので、私のほうから説明いたします。

今でも、海外から輸入される食品につきましては、先ほど説明しましたが、全てこれは検疫所に輸入の届け出をしなければならないという仕組みになっております。

ですから、横漏れをして検疫所のチェックを受けないで輸入通関がされてしまう貨物はないということになっております。

これはなぜかといいますと、検疫所のほうで食品として輸入が大丈夫だよというその確認した書類を出さないと、税関手続きが進められないという仕組みになっておりますので、仮に我々に届けを出さずに輸入しようとしても、それは法律上できないという仕組みになっております。

検疫所では、今、輸入届出を受けまして、説明の中にもございましたが、まず衛生証明書、これの確認を行っております。この衛生証明書が適切であると判断されたものについても、さらに現場、要するに倉庫にお肉等が入っているわけですけれども、このお肉等のチェックを行っております。実際に食品衛生監視員が倉庫に出向きまして、その証明書に書いてあるものと同じであるかどうかということ等の確認も行っております。

この確認するチェックの仕組みというのは、今、対策の見直しが進められておりますけれども、この対策が変わった後も継続することとしておりますので、その仕組みが対策見直し後に変わるかということとはございません。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

では、最後に、1つだけ私のほうからお伺いしたいと思います。

今日のお話の最も重要なポイントは、牛の神経組織が含まれている肉骨粉を家畜の餌に与えないという餌の規制、すなわち飼料規制が行われることで、牛でのBSEの発生がほ

とんどなくなったというふうな話であったと思います。

ただ一方で、世界中で時々、いわゆる非定型のBSEが発生したというニュースも時折に耳にします。この非定型のBSEについてはどう考えればよいのか。牛の餌とは関係がないのか、あるいは牛肉を通じて人に感染する危険はあるのか。また、どのような対応がなされているのかお伺いしたいと思います。

この件について温井さんよろしく申し上げます。

○温井（厚生労働省） まず、非定型BSEについて聞き慣れない方もいらっしゃるかと思うんですけども、非定型BSEというのは、BSE検査の確認検査の1つに、ちょっと専門的な話になるんですけども、ウェスタンブロット法というものがあまして、それを用いたときに、従来のBSEとは異なるパターンを示すものがあまして、それが非定型BSEといわれるものです。

非定型BSEについては、今回の食品安全委員会の評価書の中にも書かれているんですけども、ほとんどの牛が8歳を超える、8歳というと96カ月ですかね。96カ月を超える高齢の牛で非定型BSEというのが起こっていることがわかっています。

日本で、実は非定型というのは確認されているものが2例あるんですけども、そのうちの1例については23カ月と、世界でも類を見ない若い牛で確認されているものがあまして、この23カ月齢の非定型BSEは大丈夫なのかということについては、厚生労働省の厚生労働科学研究というものをを用いて研究を行った結果、異常プリオンのタンパク質の蓄積量が通常のプリオンタンパク質の1000分の1とかなり少ない、わずかであるということがわかりましたし、また、牛よりBSE感受性の高い牛型の遺伝子を導入したマウスの脳内接種による実験においても感染性というものが認められませんでした。なので、この23カ月齢というもののBSE感染についてのリスクはないということを安全委員会が評価いたしまして、また、その非定型BSEというのは一般的に8歳を超える、96カ月を超える牛で感染が確認されたということをもって、今の30カ月という月齢を引き上げるということについては問題はないということの評価がなされて、私たちもその評価を受けてり

スク管理措置を今置こうと考えているところです。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

それでは、高橋様にもお伺いしたいと思います。

BSE対策や輸入牛肉の安全性について、今日話を聞いてお感じになったこと、あるいは疑問に思われたことをお話しいただければと思います。

○高橋氏（特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット） このような会で詳細なる説明を伺ったりしますと、なるほどなあと、何となく納得したような感じになるんですけども、中身的にはまだ把握していない部分が相当数あります。

BSEについては、飼料規制による安全対策の効果が大きいという評価を受けての今回の30カ月ということになったんだろうと思うんですが、やはり、今になってということも私にはありますし、検査の緩和なのか、基準の緩和なのか。基準というのは月齢だと思うんですが、検査の緩和というところもあるのかなと。ないと思っておりますが、地元の河北新報の1月22日の朝刊の記事を見まして、気になる箇所が、ありました。「政府は4月にも国内の食肉処理場で実施されているBSE検査を縮小する方針」との記事があります。この縮小というのは、20カ月から30云々なのか、それとも検査方法に何かもっと緩和されるところがあるのかなと。そうであればちょっといかなものかなというふうには不安が逆に大きくなっております。

今日のお話を伺って、政府が出しているものは安全なんだろうなというところもあるんですが、私の気持ちの中には疑問がございます。その辺をお伺いしたいと思います。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

検査の緩和があるのではないかとのご指摘ですが、いかがでしょうか。

○温井（厚生労働省） 検査の、国内規制のお話だと思うんですけども、検査対象月齢を引き上げるというのが見直しなんです。

もともとは平成13年の段階では、BSEの原因というのが飼料かどうか、肉骨粉かどうかというのもまだ定かではない段階で、また月齢というのも、日本ではトレーサビリティ

イがなかったのですが、その後実際にBSE検査をやってみて状況がだんだんわかってきて、全頭検査から21カ月齢以上の牛に対しての検査月齢引き上げが一旦行われたんですね。

それからさらに、先ほどお話しした23カ月齢でのBSE発生牛の感染実験とか、あとは海外の状況なども踏まえて、新たな知見を得たということで、月齢を引き上げるとというのが今回の見直しの趣旨なんですけれども、検査方法を変えるのではなくて、検査に必要な月齢を引き上げるとというのが改正になります。

全月齢から21カ月になって、今度は30カ月齢超ということで、段階的に検査対象月齢の見直しを行ってきています。

それは、日本においてはこのような見直しの仕方をしてはいますが、EUも同じようにBSE検査対象月齢の見直しを随時行っているところです。EUもと畜時にBSE検査を行っているんですけれども、その月齢も最初は30カ月に打ち出してスタートしたんですけれども、一旦24に落ちて、またその後見直して48、60で、今はもう72ヶ月と、検査月齢をそのたびにリスク評価を踏まえてどの段階まで月齢制限を引き上げることができるか。BSE検査対象月齢を上げるかどうかというのを検討していて、それが今では72ヶ月になっています。日本は同じように段階的に見直しをやってきて、今は30カ月齢超ということで、今回の見直しになっております。

○司会（消費者庁：影山）　ありがとうございます。

検査が緩和されたということではないということです。ありがとうございました。

それではこれから会場の皆様に質問を伺いたいと思います。

質問に当たって、ルールを決めたいと思います。まず、私が指名いたします。そうしたら、近くにおります係の者がマイクをお持ちいたします。できれば、所属とお名前を申し上げていただきたいと思います。

本日の会は、ご参加いただけなかった方を含め、広く情報提供することを目的として、

議事内容と意見交換会の様子についてホームページで公表させていただきたいと思います。議事録にご所属とお名前を掲載させていただくことに不都合がある方はその旨をおっしゃってください。

できるだけ多くの方にご質問をいただきたいと思いますので、質問は端的にお願いします。2分以内ぐらいでおまとめいただければと思います。回答者も、できるだけ簡潔にお願いします。

それでは、ご質問、意見のある方、挙手をお願いします。

では、早かった前の方。今、マイクをお持ちします。

○質問者A 済みません。座っていてよろしいですか。

○司会（消費者庁：影山） どうぞ。

○質問者A ありがとうございます。

私、登米市の川口会社と申します。所属は、宮城県肉牛経営者会議の会員でございます。

今、るる先生方からいろんなことをお聞きしたんですけれども、疑問点だらけなんですよね、わかりやすく言わせてもらおうと。

1つは、アメリカ産牛肉の生産工程の中で、どういう工程で肥育をなされているのか。その辺の内容的なことをちょっと短くで結構ですから教えてください。どういう餌付をして、どういう管理体制で肥育しているのか。

○司会（消費者庁：影山） では1つ1つ。温井さんでよろしいでしょうか。牛の肥育について。

○質問者A アメリカ産の肥育状況。

ちょっといいですか。日本の和牛は概ね30カ月でと畜しておるんですよ、生後。アメリカ産は20カ月。その短縮は何でなされているのか。その短縮期間ですね。

○温井（厚生労働省） もともと日本の和牛とアメリカで育てられている牛の種類がまず違いますよね。日本の和牛は、おっしゃるとおり、30カ月齢前後が出荷適期、それが一番脂肪が乗って、霜降りになって、一番いいころというのがわかっています。

アメリカで育てられている牛というのは、農場で自然交配によって、大体春と秋に分娩のピークがあるんですけども、それで、生まれてから、春か秋かに生まれて2年、24ヶ月を待たずにと畜場に出荷されるというサイクルでアメリカのほうは肥育がされています。

○質問者A はい。それで、前は、日本の和牛も成長を早めるために、促すために、シノベックスという成長ホルモン剤、これを投与して、短期間におがして出荷しておったんですよ。それは健康上よくないというようなことで、日本では禁止されました。

ところが、今言われたように、アメリカ産の牛は血統もあろうかと思えますけれども、短縮、それは何でなされているのかというと、私は成長ホルモン剤を使って機械的に薬でおがしているというふうに聞いておりますし、当然、現地にも行って、そういったことも確認しております。

だから、それが人間の今皆さんが心配されている健康状態ですね。そういったものにどういう影響をしているのかというと、そういったことも勘案しますと、アメリカ人は心臓病が多いと。それから、小学校5、6年生になると、成長ホルモン剤の投与している牛を食べているものですから、おっぱいが出るとか、体が変形してくるとかいうような、そういった話も聞いております。

そういったことで、BSEだけではなくして、いろんな諸問題があるのではなかろうかなというふうに思っております。

それから2点目、先ほど説明ありましたけれども、肉骨粉の関係ですよね、それは、世界的に禁じられましたけれども、アメリカでは牛の肉骨粉をニワトリと豚の餌にまだやっている。それをまた巻き返して牛にやっているというやにも聞いております。

それから3点目。

○司会（消費者庁：影山） すみません。ほかの方もご質問ありますので。

○質問者A じゃこれ1点だけ。

遺伝子組換え穀物、それをアメリカではエタノールというような観点で生産しておりましたけれども、受けどころがなくて、今短期間にさらに追い打ちをかけて牛に与えている

と。そのエタノールの遺伝子組換えの穀物を牛に与えたところ、胃袋が動かなくなって、また薬物を投与してその出荷体制に入っているというふうなことも聞いておりますので、その辺のお答えをお願いします。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。牛の飼料についてのご質問です。いかがでしょうか。

○近藤（厚生労働省） ご質問2点あるかと思います。

1つは、米国では牛を早く大きくするために肥育ホルモンを使って、それが問題ではないのかと。もう1つは、いわゆるバイオエタノールに用いるトウモロコシ、これを牛に食わせることによっていろいろな問題が起きるのではないかという、この2点だと思います。

まず前者の肥育ホルモンの話ですけれども、ご覧になったのは、多分、耳根部に徐放性の成長ホルモンを埋め込むという手法だと思います。

以前からある話でございまして、特に今始まったお話ではないと理解をしておりますが、まず、簡単にその規制の仕組みだけを言ってしまうと、1つには合成型の肥育ホルモンと、あと天然型の肥育ホルモンという2種類があります。法律上の規制では、合成ホルモン、こちらについては基準値、これを設定しております、この基準値はいわゆる国際規格であるコーデックスというのがあるんですけれども、このコーデックスの規格に準拠する形でつくっております。

もう1つは天然型といわれるもので、多分、汎用されているのはこちらだと思うんですけれども、この天然型ホルモンにつきましては、天然型という言葉からわかるように、いわゆる生体内にもともとあるホルモンの形と一緒になんです。ですから、その規制の仕方というのは、そもそも動物体が天然状態で保有する量を超えてはならないという仕組みになっております。つまり、異常値になるような高濃度の投与はしてはだめだという仕組みになっております。

確かにその指摘等は昔からあるものですので、私どもも輸入時の監視というものは行っております、結論から申しますと、これは米国に限った話ではございませんので、全

世界の牛を対象にそのホルモンの検査を行った結果としましては、大体過去5年間で約900件弱ぐらいの検査を行って、その基準値に違反するものは今のところ見つかっておりません。

理由としては、多分、徐放性なので、一度に大量の量を投与することがないというところから、天然に含有する動物体の濃度を超えることがないのだろうと理解をしております。

試験結果だけを申し上げるとそのような状況になっておりますが、確かに、この問題が規制値等を上回るようなことになれば、我々規制しなければいけませんので、これからも輸入時の監視というものは継続してまいります。

それともう1つ、GMOですね。遺伝子組換え作物、バイオエタノールの話ですけれども、仮に、確かに動物がそういうものを与えられることによって体調に異常を来すと。これに対して薬物等を投与してそれを治療するということが起これば、薬物残留という問題が想定されるわけなんですけれども、この薬物残留につきましても、輸入時にはかなりの数の検査を行っております、ホームページに結果を出しております。毎年数百件の検査を行っておりますけれども、この動物用医薬品に関して、牛の肉で、例えば、今お話しになっているような米国等の肉で問題のあるというものは今のところは認められてはおりません。

ただ、ご懸念の節、確かにあろうかと思いますので、そのようなことがあるのであれば、これからも情報の入手をきちっと行いまして、仮にそれに対する何らかの方法が必要となるのであれば、これは輸入時の監視に反映をさせていくということで検討したいと思えます。

○司会（消費者庁：影山） では、よろしいですか。すみません。ほかの方もいらっしゃいますので。

では、前の男性の方。

○質問者B 仙台市食品安全モニターの千葉といいます。

1つ伺いますけれども、BSE関連のところ、12ページのところが主なんですけれど

も、従来のSRM、5部位から回腸遠位部と頭部の扁桃が見直しが残って、そのほかはあとは輸入可能になったということは、国内に入って食用にも供するという、できるということになると思うんですけども、そういうような理解でいいのかということと、私の思い違いか何かわからないんですが、国産の牛肉、牛の場合には5部位は除去されていると思っていたんですけども、除去はもう規制緩和されていたんでしょうか、その辺のところ。もし除去、この5つの部位というのが国産の牛肉はあって、輸入はなくなるという、その辺の整合性がどうなるのか。今後どういうふうな方向で行くのかということを中心に結構でございますので、ご説明をお願いします。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。では、2点についてお願いします。

○温井（厚生労働省） 12ページの資料ですけども、SRMの除去の対象と書いているのは回腸遠位部と扁桃なんですが、これはつまり、30カ月齢以下の牛であれば、そのせき柱とか、そういうものがついて今後は輸入ができるということですね。なので、想定されるのは、例えば、Tボーンステーキとか、そういうせき柱がついた状態のお肉が今後は輸入ができるようになります。これまでは確かにできなかったんですけども、今後はできることになります。

もちろん、回腸遠位部、扁桃はこれまでどおりSRMですし、30カ月齢超のせき柱とか、そういったものがついていけば輸入条件違反ですので、それはそもそも入ってこないということになります。

2点目のご質問の国産牛との整合性ということですけども、今日は輸入牛肉についてのお話だったのでそちらをメインにお話ししましたけれども、資料の11枚目が国内措置の見直しについてになるんですね。結論から申しますと、全く同じになります。というのも、国内も30カ月齢以下の場合のSRMの除去というのは、やはり、回腸遠位部と扁桃なので、30カ月齢以下であればせき柱をつけて出荷することは可能になります。

同じように30カ月齢超については、頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部というのがこれまで通りのSRMになりますから、輸入と国内で整合はとれている措置になります。

最後にお話を簡単にしましたが、16 枚目で今後の予定の中で、国内措置の見直しの省令改正というのに、検査対象 30 カ月齢に見直すことと、そのSRMの範囲の見直しが2月1日に行われますよと書いてありました。あわせて、せき柱に関しての告示改正というのを書いていますので、2月1日、明日で輸入に対しての条件見直しが行われますけれども、あわせてせき柱について告示改正・施行が行われますので、同じ2月1日付をもって、せき柱に関しての流通が実質上は可能になります。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

では、ほかに。前の女性の方、どうぞ。

○質問者C 宮城県生協連から参りました加藤と申します。ご説明ありがとうございます。

何点かあるんですが、手短にまいります。

輸入食品に対して消費者の立場ですと、不安に思うというのは、まず米国産牛肉で 11 カ月齢に引き上げられたときに、そもそもせき柱が入り込んだという違反事故があったので、そういうことがあるので、ちょっとアメリカとか輸出される輸入についてはちょっと不安がまだ払拭されていないという点があるので、先ほどご説明がありました日本国内の法規をきちんと徹底していくということなんですけれども、お国柄によってきちっとやれるのかどうかというのがまず不安ですし、そういった実行可能性についての具体的な内容が消費者にはよくわからないので、そのところがまず輸入については不安です。

あとBSEについては、今も男性の方から質問がありましたが、そもそも人に対する感染リスク低減のために異常プリオンがたまる部分、SRMの部位がたまるということで、全て除去してということだったんですが、それが、この 30 カ月齢以下に拡大されたことによって、頭部とせき髄、せき柱が外された理由が、まず今日の説明では全くわからないので、なぜその3つの部分がとらなくてもよくなったのかというのがまず全くわかりませんでした。

あと、国内においては全頭検査をやらざるを得なくてやっていると思うんですね、私は。行政が。消費者や消費者団体が幾ら月齢拡大されたとしても、この不安が払拭されていな

いということで自治体はやむなく全頭検査をやっていると思うんです。ですから、国としてこのように月齢を 30 カ月齢以下に拡大するのであれば、きちんと消費者、消費者団体の理解を進めてもらわないと、私、宮城県は放射能についても全頭検査をやっているんですね。それで、また B S E 全頭検査ということでダブルパンチということもありますので、宮城県民としては、そうでなくても復興予算に使われる中で、予算縮小の中でそういったことで削減されるのは大変なので、そういったことは国のほうできちんと何かしら支援を考えていただきたいと思います。

あと日本ハムと消費者の方に質問なんですけれども……

○司会（消費者庁：影山） 今 3 つご質問おっしゃいましたので、まずその 3 つからお答えしたいと思います。

3 つの質問。まず、国ごとに輸入食品が不安だということがあります。それについて、国ごとに千差万別だけれども、その実行可能性についていかがか。

2 点目とて、S R M 全て除去ということについて、再度ご説明をお願いします。

3 点目に、全頭検査、宮城県では被災県ということもあって、放射性物質の検査もある。その中で予算の適正な執行という中では国はどのようなお考えでいるのかというところだったと思います。

この 3 点についていかがでしょう。

○温井（厚生労働省） 諸外国の実行可能性ですけれども、これは二国間協議をして輸入条件を決める際に、相手国がどのような管理措置を置いて、それを要は、日本とかわす条件に盛り込めるかというところをまず相手国に示してもらったんですけれども、その示したものが輸出条件になって、先日 1 月 28 日に薬事・食品衛生審議会の中で議論された際にも出されている資料なので公に見ることはできるんですけれども、その条件の中に、各国がと場に守らせるために、分別管理とか月齢の管理とか、S R M 除去についての管理ですね。どういうふうな管理措置を置いて監視指導をしていくかということも内容が盛り込まれています。

具体的に言えば、何か違反するような事例があった場合には、それに対する政府としての措置というんですか、例えば、違反事例の原因が解消されるまでの間、日本への輸出は停止する措置をとるとかですね。また一方で、日本の政府の現地査察を受けますということもきっちりその条件の中に書いていますので、そういった相手国政府で遵守状況の確認もやってもらうことは大前提ですし、私たちが実際にそれを定期的に見に行くということも盛り込まれていますので、各国のやり方で実行していただく。それがもちろん守られなければ、輸入停止措置というのになりますから、そういうことはわかった上で彼らとは場、もしくは食肉処理業者に対しての指導をしっかりとっていくと思いますし、していくように私たちは求めています。

2番目のSRMの30カ月齢以下への引き上げの件ですけれども、今回、私たちのリスク管理機関としての説明だけでちょっと終わってしまったのでわかりにくい点があったかと思います。

というのも、リスク評価機関の評価を踏まえてこの措置をとっていますので、できればその評価内容もご説明できれば一番よかったのかもしれませんが、時間が限られていたというところがあったのでご了承ください。

実際にはなぜかという話ですけれども、それは感染実験で、実際に異常プリオンタンパクがたまる部分というのは大方わかっていると。それで、異常プリオンタンパクを投与したときにどういう動向というか、体内の中を移動して、たまる部分がどこで、何カ月齢で検出されるかというのが感染実験でわかっている、それが食品安全委員会の評価書に書かれています。

SRMの範囲について、扁桃と回腸遠位部は全月齢での規制は変える必要はないというか、食品安全委員会にそもそも評価依頼していないんですけれども、せき髄とかせき柱に関しては、異常プリオンタンパクが検出される月齢というのは30カ月においてはリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという評価を得ていますので、その評価を受けてこの管理措置になっております。

3点目ですけれども、全頭検査を継続されている自治体は確かに全自治体において今もされているというのは私たちもわかっております。

それで、BSE検査の全頭検査ですが、今回、時間の都合で省略したんですけれども、実は安全委員会のほうで、さらなる月齢に引き上げた場合のリスクというものを今審議しています。検査対象月齢を30カ月というのを一旦評価を出したんですけれども、それ以上に引き上げることができるかどうかというのを今検討しています。そういった評価も踏まえて、私たちは今後リスク管理措置として、さらに月齢引き上げるのを検討することになるんですけれども、自治体からも30カ月という月齢が中途半端だと。先ほど、最初の方のお話もあったとおり、集荷適期が30カ月齢前後になってしまうのでやめにくいというのと、生産者側からもやめないでほしいという声もあり、また自治体側からもどこまで検査してどこまで検査しないという分け方が煩雑になって分からなくなるという声もあって、対応が難しいという声も聞いております。

自治体の方に私たちが説明しているのは、食品の安全行政というのは科学に基づいて対応していただくことが大前提かと思うんですけれども、月齢がさらに引き上がった場合、今の30カ月という線引きがさらに引き上がったときには、おそらく出荷適期よりもはるか上になって、肉牛に対してBSE検査が必要な月齢よりも上になった場合には、検査が要らなくなるほうが大半になって、検査が必要な頭数というのが減ってくる。そういう状況になったときには、ぜひ全頭検査をやめるようにして、全国的にどこの県がやめる、やめないというのも出てくる話もありますから、一斉にやめられるような手はずを踏んで、皆さんやりましょうという説明をしているところです。

それに当たっては、もちろん行政側の説明だけではなくて、県民や市民の皆さんの声も聞きながら、各自治体の実情に合った対応が必要かと思っておりますので、こういったリスクコミュニケーションの場もそうですし、自治体においてもリスクコミュニケーションなどを行って、事業者さんや生産者さんや、そういう消費者の皆さんに丁寧に説明して、新たな科学的知見に基づいて食品安全行政というか、管理措置を変えていくことを説明してやっ

ていただくようお願いしているところです。

ですので、今の段階ではやめにくいという声も実際聞いているんですけども、今後、全頭検査については、自治体が自己負担等していただいて、私たちは今 21 カ月齢以上について国庫補助を出していて、自治体が持ち出している部分がありますから、ぜひ見直して状況に応じてやっていただければということで調整しているところです。

○司会（消費者庁：影山） では、ほかに質問のある方。真ん中の席の女性の方。

○質問者D 新日本婦人の会という女性の団体の佐々木と申します。

資料2の8ページですね。牛における感染状況というところに一覧表があるところで質問したいと思いますが、アメリカのところで4頭と出ておりますけれども、先ほど言われた中でも自然交配で放牧した状態で出産すると。月齢についてもちょっとトレーサビリティというか、何月何日、どこどこで生まれたというのがはっきりしないというののもちょっと不安な気もするんですけども、このBSEの摘発状況、かなり数少ないんですけども、私は大分古い認識なのかもしれませんが、実際、アメリカではBSEの検査は0.1%程度というふうに聞いておりますけれども、それはもっとアップしているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、資料1-1の18ページの国別検査命令対象品目というところで、中国とかタイとか韓国の検査品目数とかが出ておりますけれども、アメリカについては何品目、それから、もしよければ書き切れるかどうかわかりませんが、検査項目についてお伺いしたいと思います。

と申しますのは、今回の改正というか、今日の説明会の趣旨は、やはりTPPを前提に厳しい日本の牛肉の検査体制を何ぼでも敷居を低くしろというふうに、そういう要望に応じて変えられるのかなと、私は消費者としてとても不安に思っておりますので、特にアメリカについて質問したいと思いました。よろしく願いいたします。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

では1点ずつお答えいただきます。

1つ目は、資料2、8枚目のスライドになりますね。アメリカの検査状況が、聞いている話では0.1%、実情はどうかというところです。

○温井（厚生労働省） おっしゃるとおり、アメリカについては、BSE検査を日本やEUのように食肉検査、要はと畜時にやっているものではないんですね。やっているものは、「サーベイランス」といって、アメリカにおいては食肉の安全の確保の観点からやっているのではなくて、飼料規制が適切に効いているか。要はその検証のためにサーベイランスとして高リスク牛に対してのBSE検査というのを実施しています。

具体的に申しますと、BSEのような症状を示している牛がいたりだとか、高齢な牛で中枢神経症状、あとは足が立たなくなっているいわゆるへたり牛ですね。そういう牛がBSE感染の高リスク牛であるということで、それを対象にBSE検査をやっています。それが年間4万頭程度、対象として検査をしております、実際にアメリカの牛の出荷頭数というのが年間4,000万頭なので、計算すると確かにその検査割合は0.1%になります。

ただ、国際獣疫事務局のOIEや食品安全委員会の今回の評価においても、こういったアメリカのBSEの検査体制も踏まえた評価がなされておりますので、私たちは食品安全委員会の評価をもとにアメリカの対応を今回決めていることになります。

○司会（消費者庁：影山） では、資料1についてです。

○近藤（厚生労働省） 2点目の検査命令のお話ですけれども、済みません。こちら抜粋なものですので、アメリカが入っていないくて大変失礼いたしました。

私も今ちょっと手元に詳細な資料を持っていないので、正確なことはちょっと申し上げにくいんですけれども、アメリカでも検査命令の対象品目はございます。特に、アメリカで頻繁に行われている検査の種類は、トウモロコシのカビ毒の検査です。

日本はオーストラリアやアメリカ等々からトウモロコシを大量に輸入しておりますけれども、もともと土壌中にいるカビがつくる毒素というのがありまして、これはよく聞く「アフラトキシン」というんですけれども、このアフラトキシンがコーンに付着する事例というものが従来から認められておりますので、アメリカの食品について、主に行われている

検査命令はトウモロコシのカビ毒の検査ということになっております。

詳しくは、18枚目のスライドの下にURLがついておりますので、こちらを確認いただければと思いますけれども、検査命令については以上でございます。

それで、1つ、TPPのお話が若干ございましたので、付け加えさせていただきますけれども、実際にはTPPの議論自体が正式に始まっていないので、私どもとして公式的に申し上げられる見解は今のところはございません。

ただ、冒頭申し上げましたWTOのSPS協定というもののの中では、自国の国民を守るために適切な科学に基づく管理水準を設定することは、これは加盟国の権利ということになっております。

このことを具体的にどう日本で決めているのかということになりますと、先ほどお話のありました食品安全委員会というリスク評価機関、こちらのほうが安全管理のレベルというものを設定いたします。このレベルが守れるように、我々管理組織のほうで管理の仕組みをつくるんですけれども、この管理の仕組みも、いわゆる審議会といわれる組織がございますので、この審議会で公開で討論をいただきまして、妥当な管理の仕組みというものでない限りは認められないという仕組みになっております。

ですから、TPPがあろうとなかろうと、食品の安全というものは、やはり科学に立脚をした食品安全委員会と、公開で行われる審議会という公の場で議論されて決定されていきますので、TPPによらず、食品の安全というものは影響を受けないというふうに考えております。

○司会（消費者庁：影山） よろしいでしょうか。

では、ほかの方、ご質問、ご意見ある方。後ろの真ん中席の方。

○質問者E 通関業をしています佐藤と申します。

厚生労働省の輸入時の対策、監視体制ということがありますが、年間ですか、こちら210万件検査をしているということですが、これ、検査命令、モニタリング検査、指導検査とありますが、検査命令はもちろん厚生省側から指摘あったら検査すると思うん

ですけれども、モニタリング検査についてなんですけれども、これは検査回避ということもあるんですよ。よく貨物が急ぎということで、これを厚生労働省側に言うと、抜けることができるんですけれども、モニタリング検査を実施して回収、廃棄、積み戻しとありますが、何と言うんですか、こういった項目もあるので、モニタリングというのはどうなんでしょうか。

○司会（消費者庁：影山） 今、お話あるのは資料1の17ページということによろしいですか。

○質問者E 資料1-1ですね。輸入時の対策とありますが、監視体制とあるんですが。

○司会（消費者庁：影山） ページで右下にある14ページということですね。どうぞ。

○質問者E モニタリング検査というのはどういうことなんでしょうか。

○司会（消費者庁：影山） では、こちらについていかがでしょうか。

○近藤（厚生労働省） 通関業をやられているということですので、検疫所の検査の仕組みは多分ご存知だと思いますが、お聞きになっている方がよくわからなかったと思いますので、若干、まず仕組みから簡単に説明をいたします。

お配りしました資料の1の17番目のスライドには、その検査の仕組みが書いてございますけれども、まず、検査命令と言われているものが、先ほどご質問の中にもありましたけれども、これは食品衛生法の第26条に基づきまして、違反の蓋然性、つまり可能性がある程度認められているもの、このものについては、貨物を留め置いて検査を行いなさいということが厚生労働大臣から命令されます。ですから、検査が終わるまでは輸入通関ができないという仕組みになっております。

ただ、検査命令があるということは、逆を言えば、検査で違反になる可能性があるかないかよくわからない貨物があるということになっています。ですので、私どもは年間計画というものをつくりまして、検査命令に該当しないものであっても、計画的に貨物のサンプリングを行いまして、その結果に基づいて、もし違反が見つければ検査を強化し、必要があれば検査命令に移行する、こういう仕組みになっています。

モニタリング検査は、今お話ししましたとおりに、違反の可能性があるかどうかまだよくわからない、こういう貨物を対象としておりますので、検査を実施することを事業者の方にお話をした場合に、例えば、今回持ってきている貨物は非常に量が少ないと。検査をするためにサンプリングをしてサンプルをとられると商業的なダメージが余りにも大きくて、これは輸入する意味がなくなってしまうというようなこともございます。

ですので、当然ながら、協力要請をしつつ、次回では検査をやってほしいとか、いろいろな形でご協力をお願いしているところでございます。

このように、特段の事情がある場合には、ご質問のあったような対応が起こるといことがございますが、そもそも検査の趣旨がその違反の可能性があるかどうかということを確認するための検査ということになっておりますので、必ずしも検査を実施して、いわゆる貨物を止めて検査をするような性質のものではないというところに、今のような対応が起因しているということでございます。

ただ、輸入食品の安全を守るためには、違反の可能性がないものであっても、やはり、統計学的に見てある一定のサンプルをとらないと、そのものが問題があるかどうかということも一定の確率をもって評価することが難しいということがございます。ですので、全国の検疫所にその評価に必要な検体数をお知らせいたしまして、その検体数のサンプルをとることで問題の有無を確認できるというところを従来から検疫所を通じて事業者の方にお話をしているところでもあり、そこを理解をしていただいた上で、もしモニタリング検査だよということになった場合には、ご協力をお願いしたいと考えております。

ですから、抜けるという表現が正しいかというのはあろうかと思えますけれども、やはり、一定の目的をもって法律に基づいて計画を定めて行っている検査でありますので、そこは事業者の立場からご協力をお願いしていただきたいと考えております。

○質問者E いいですか。モニタリング検査というのは全国的にもうお客さん側がもう別にしなくてもいいものだと思っているんですけども、この点についてはどうでしょうか。この間に挟まれて、ちょっとひどい思いをしているんですけども。

○近藤（厚生労働省） やらなくてもいいという検査ではないと思っております。

それはなぜかといいますと、監視指導計画も法律に基づいてつくっている計画なんですね。法律番号で言うと法律の第 23 条に書いてございます。ですから、法律において計画を定めた場合には、これを適切に実行するということが必要になってまいります、

さらに言えば、食品衛生法の第 3 条というのがございまして、ここには食品と事業者の責務というものが規定されております。この責務を履行するということに関しましては、検査を含めた責務ということで規定されておりますので、その責務を適切に履行していただくという観点からも、これはぜひとも対応いただきたいということをお伝えいただくかなと思います。

○司会（消費者庁：影山） よろしいですか。ではどうぞ。

○質問者 F 登米市の農業委員の佐々木と申します。

今、皆さんのお話を聞いておりましたが、皆様方はさきにもいろいろな場でこういった説明会をやってきたと思うんですが、大半の会場で、この B S E の牛肉の輸入拡大については大半の方が反対だということで話し合いされてきたと思うんですが、それをこういった場でどのように帰ってから報告するのかわかりませんが、日本の今の宮城県の状況であります、肉牛に対しては、さっきもお話がありましたけれども、放射能の稲わらの汚染問題から始まりまして、大変な思いをしているわけですが、それをあなた方が聞かない、ここで聞いたふりをして聞かないで、こういったものを着々と進めていくといったように私は思えてなりません。

アメリカでは、勝利の宣言をしたという、国会議員が勝利宣言をして、次は月齢を撤廃、何もなく、とにかく日本に牛肉をじゃんじゃん売るんだということで宣言をしたというふうにコメントが新聞に載っておりましたが、そういったことで、皆さんの意見を聞いたふりをして、それを整理しないで、反対のことは記帳しないで、こうやって輸入をするんだと思いますけれども、今ここで青森県の肥育農家が、私たちはわらで大変今まで困っておったんですが、青森県では宮城のわらを使ってだめだといってなかなか買ってくれない。

いろいろな業者の皆さんで、牛肉が相対で、日本ハムさんもおりますが、そういった取り引きをしている方が会社から命令が出ないので、宮城の稲わらは使えないんだということで、国内に厳しく、外国に優しくというあなた方厚生省の考え方にはとても任せているわけにはいきません。その辺をもう一度自分たちの考えを整理して、日本の食の安全を、安心を、もう一回考え直していただきたいと思います。

○司会（消費者庁：影山） ご意見として承ります。

こうした意見交換会の場は、適宜開催しております。例えば、法律を施行する際や、今回のBSEの見直しの際です。他にもパブリックコメントで皆様のご意見を求めたりもします。意見交換会の場等を通じて、反対の意見もいただきます。そうした賛成反対のご意見を踏まえた上で総合的に判断を下しているわけでありますので、必ず行政が事を進める際には、皆様のご意見も尊重した上での判断になっております。その辺はご理解いただきたいと思います。

こうした意見交換会の場は、リスクコミュニケーションと称しているわけですし、関係者間の意見交換というふうに理解しております。その関係者というのは、生産者も含まれますし、あるいは消費者の皆様、あるいは行政、それぞれの情報を持ち出して、そのリスク分析を行っていきます。また、場数を踏んで、皆様へも正確な理解の推進を図っているところでもあります。

ほかにご意見のある方、質問のある方、いらっしゃいますか。どうぞ。

○質問者A それでは、大変申しわけございませんけれども、2つお願いと、それから経過報告をお聞きします。

1つは、この開催について、輸入が決まってからこういうのは、私は無意味だと思えます。なぜもっと早くできないんですか。この開催、意見交換会。まずそれが第1点。

それと、時間が短い。私も国民の安全安心を願って今日来ているんですよ。であれば、ただ一方的な話じゃなく、私も今日、10項目ぐらい不安なことがあって今日来たんですよ。それで、こっちからまたお返しして話を聞くこともできない。これは意見交換になりませ

んよ。これだけの人が集まっているから、時間制限は私も納得はします。ただ、時間が短いし、意見交換ですから。

それから、開催の時期、前もありましたよね、BSEの輸入のとき。ここの会場でやりましたよ。そのときも、やはり一方的な説明で終わったという経緯がありますので、もっと早く、輸入が決まってからこういう話は、私は無意味だと思います。もっと3カ月か4カ月早目にやってください。

それから、2点目、中国の餃子問題、それから、富山県で死に至った生肉のユッケの問題。あれはどのように解決したか、ひとつご説明をお願いします。

○司会（消費者庁：影山） ご意見として承ります。早い開催を希望ということについては、庁内で今後の検討材料にさせていただきたいと思います。

今、この場に至ってはもうこの中でのご議論になってしまいますので、ご了承いただきたいと思います。

○質問者A 次回からそのようにしてください。

○司会（消費者庁：影山） はい。ありがとうございます。

餃子問題とユッケ問題については、ちょっとすみません、今回のテーマが「輸入食品監視指導計画案について」ですので、と今この場にいる者の中でお答えできませんので、後日、ホームページ等あるいは消費者庁なり厚生労働省にお問い合わせいただければと思います。

○質問者A ホームページじゃないから。私も高齢者ですから、ファックスしてください。ファックス番号を言いますから。

○司会（消費者庁：影山） ええ。それでは後ほど、終わりましたら承ります。

○質問者A そういったものがまだ未解決のまま、またどんどん不安なものを輸入されてくると、私ら怒りがこもっています。消費者であり、私は生産者です。後でファックスください。

○司会（消費者庁：影山） はい。ありがとうございます。

それでは、前の女性の方。

○質問者C さっき最後にちょっとカットされてしまったので。

本日ご参加されている日本ハムの方と、あと消費者代表の方お二人に、今回のこのBSEの30カ月齢以下、輸入拡大になった点についてどのような、組織として何かご見解をお持ちであれば、差し支えなければお教えいただきたいと思います。

以上です。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

では、山田さんからお願いします。

○山田氏（日本ハム株式会社） 30カ月齢の解禁に関して、まだ私どもも十分な議論ができておりませんので、この場で会社としての方向性についてはちょっと差し控えさせていただきますと思っています。

○高橋氏（特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット） 私どもの団体も、まだ話し合いなどしておりませんし、団体として反対、賛成、どうなのかはここでは表明できません。

○司会（消費者庁：影山） ほかにどなたかご質問あるいは意見等ございましたら、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○高橋氏（特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット） 補足いたします。

今般のご依頼がありましてから、私どもの団体会員にその旨の連絡や調査アンケートというのは時間の関係で難しかったので、私が個人的に周りの方たちに、年齢層も10代から80代まで、また、男性、女性職業も分けて聞き取り、ヒアリングという形でしました。

その結果は、賛成、反対は言えないというのが半分、あとは賛成の方、反対の方、相当数おりました。

○司会（消費者庁：影山） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、この場は一旦お開きという形にさせていただきたいと思います。

後日、またご意見等がございましたら、ご連絡をいただければと思います。

本日いただきました意見については、庁内に持ち帰って、今後の政策等で検討させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。

会場の都合もありますので、速やかな退出にご協力をお願いします。

お配りしましたアンケートはご記入後、出口の回収ボックスへ提出をお願いします。